

第21号議案

品川区営住宅条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

(1) 申込者の資格要件の整備

性的マイノリティ当事者のパートナーシップ関係に係る生活上の不便軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりに繋げることを目的に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が改正され「東京都パートナーシップ宣誓制度」が開始された。

この制度を活用し、パートナーシップ関係の相手方と同居している者や同居しようとする者を区営住宅使用者の資格要件に追加する。

(2) 単身者の申込資格に係る除外規定の整備

障害者差別解消法第7条第1項には「不当な差別的取扱いの禁止」、同法第7条第2項には「合理的配慮の提供」が規定されている。この規定の主旨を踏まえて障害者の公営住宅への入居等の取扱いに関し、単身入居資格から「常時介護を要するが居宅において必要な介護が受けられない者」を除外する規定を削除する。

2. 主な改正内容

改正内容	現行	改正案
申込者の資格要件の整備	現に同居または同居しようとする親族がいること (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)	左記にパートナーシップ関係の相手方を追加 ※都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けた者
単身者の申込資格に係る除外規定の整備	身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる者を除く	左記の条文を削除

3. 新旧対照表

別紙のとおり。

4. 施行日

令和5年4月1日から施行する。

品川区営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区営住宅条例 平成9年12月12日条例第39号</p> <p>改正</p> <p>平成10年3月30日条例第24号 平成13年3月30日条例第28号 平成15年3月31日条例第13号 平成15年10月27日条例第25号 平成17年10月24日条例第35号 平成18年3月31日条例第29号 平成20年10月23日条例第27号 平成23年3月31日条例第14号 平成25年3月27日条例第20号 平成25年12月9日条例第44号 平成26年7月11日条例第29号 平成26年12月26日条例第50号 平成28年7月8日条例第41号 平成30年3月28日条例第23号 令和2年3月30日条例第10号 <u>令和5年3月31日条例第 号</u></p>	<p>○品川区営住宅条例 平成9年12月12日条例第39号</p> <p>改正</p> <p>平成10年3月30日条例第24号 平成13年3月30日条例第28号 平成15年3月31日条例第13号 平成15年10月27日条例第25号 平成17年10月24日条例第35号 平成18年3月31日条例第29号 平成20年10月23日条例第27号 平成23年3月31日条例第14号 平成25年3月27日条例第20号 平成25年12月9日条例第44号 平成26年7月11日条例第29号 平成26年12月26日条例第50号 平成28年7月8日条例第41号 平成30年3月28日条例第23号 令和2年3月30日条例第10号</p>
<p>第1条から第5条まで (略)</p>	<p>第1条から第5条まで (略)</p>
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 一般区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>(1) 区内に居住していること。</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 一般区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>(1) 区内に居住していること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）<u>または東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>であって第5号に掲げる条件を満たす者があること。</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>(4) 収入が、アまたはイに掲げる場合に依り、それぞれアまたはイに定める金額を超えないこと。 ア 使用者の特に居住の安定を図る必要があるものとして第4項で定める場合 21万4,000円 イ アに掲げる場合以外の場合 15万8,000円</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、または同居しようとする親族<u>またはパートナーシップ関係の相手方</u>があることを要しない。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める程度であるもの ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害</p>	<p>(2) 現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）であつて第5号に掲げる条件を満たす者があること。</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>(4) 収入が、アまたはイに掲げる場合に依り、それぞれアまたはイに定める金額を超えないこと。 ア 使用者の特に居住の安定を図る必要があるものとして第4項で定める場合 21万4,000円 イ アに掲げる場合以外の場合 15万8,000円</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、または同居しようとする親族があることを要しない。<u>ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める程度であるもの ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害</p>

改正後	改正前
<p>者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表ノ3の第1款症のもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項および第2項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でアまたはイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28</p>	<p>者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表ノ3の第1款症のもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項および第2項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でアまたはイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28</p>

改正後	改正前
<p>条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p>	<p>条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p>
<p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	<p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>
<p>3 前項に規定する者に使用を許可する一般区営住宅は、居室数が2室以下の規模の住宅とする。</p>	<p>3 前項に規定する者に使用を許可する一般区営住宅は、居室数が2室以下の規模の住宅とする。</p>
<p>4 第1項第4号アに掲げる場合は、使用者または同居者が次のいずれかに該当する場合とする。</p>	<p>4 第1項第4号アに掲げる場合は、使用者または同居者が次のいずれかに該当する場合とする。</p>
<p>(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度である場合</p>	<p>(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度である場合</p>
<p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p>	<p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p>
<p>イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級または2級に該当する程度</p>	<p>イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級または2級に該当する程度</p>
<p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p>	<p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p>
<p>(2) 第2項第3号、第4号、第6号または第7号に該当する者である場合</p>	<p>(2) 第2項第3号、第4号、第6号または第7号に該当する者である場合</p>
<p>(3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者者のいずれもが18歳未満または60歳以上の者である場合</p>	<p>(3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが18歳未満または60歳以上の者である場合</p>
<p>(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p>	<p>(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p>
<p>5 第1項、第2項および前項に定めるもののほか、区長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認める場合は、使用者の資格について制限を加えることができる。</p>	<p>5 第1項、第2項および前項に定めるもののほか、区長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認める場合は、使用者の資格について制限を加えることができる。</p>

改正後	改正前
<p>第7条 (略)</p> <p>(使用予定者の決定等)</p> <p>第8条 区長は、一般区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき一般区営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。</p> <p>(1) 住宅以外の建物もしくは場所に居住し、または保安上危険な状態もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者または住宅がないため親族<u>もしくはパートナーシップ関係の相手方</u>と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備または間取りと世帯構成との関係から不適當な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適當な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住しなければならない者</p> <p>(6) 収入に比べて著しく過重な家賃の支払をしなければならない者</p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者</p> <p>2 区長は、前項の抽せんによることが困難な事情があると認めるときは、使用申込者の一部について別途の抽せんにより、または抽せんによらないで使用予定者を決定することができる。</p> <p>3 区長は、前2項の規定により使用予定者を決定したときは、当該使用予定者に対し、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>(使用予定者の決定等)</p> <p>第8条 区長は、一般区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき一般区営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。</p> <p>(1) 住宅以外の建物もしくは場所に居住し、または保安上危険な状態もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者または住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備または間取りと世帯構成との関係から不適當な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適當な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住しなければならない者</p> <p>(6) 収入に比べて著しく過重な家賃の支払をしなければならない者</p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者</p> <p>2 区長は、前項の抽せんによることが困難な事情があると認めるときは、使用申込者の一部について別途の抽せんにより、または抽せんによらないで使用予定者を決定することができる。</p> <p>3 区長は、前2項の規定により使用予定者を決定したときは、当該使用予定者に対し、その旨を通知しなければならない。</p>
<p>第9条以降 (略)</p>	<p>第9条以降 (略)</p>

改正後	改正前
<u>付 則（令和5年3月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	